植民地・国民国家・連帯

――第三共和政期フランスにおける連帯概念と A・サローの植民地政策論――

東京大学大学院　柴田温比古

1.目的

本報告の目的は、第三共和政期フランスの植民地政策論を本国における国民国家建設との関係において捉えることで、国民国家の臨界を歴史社会学的な視座から問い直すことにある。近年、国際移民の増加による国民国家の相対化と反動としての排外主義など国民国家の再強化が同時に問われるなか、本報告では植民地化という国民国家建設当初から存在した臨界事例を通じて、国民国家の臨界を再考する。

2.方法

上記の目的のため、本報告が着目するのは、「連帯 solidarité」の概念である。連帯概念は本国における国民国家、社会国家建設に際して重大な思想資源として寄与したが[1]、植民地政策においてもその使用が見られる。概念の水準に定位することで、植民地と国民国家の問題をセットで捉えることが可能になる。具体的には、大戦間期の植民地政策論を主導した A・サロー（Albert Sarraut）の主著『フランス植民地の開発』(1923)『植民地的偉大さと服従』(1931)の読解を通じて、連帯の概念の植民地政策への転用とそれが生む帰結の異同を問う。

3.結果

サローの植民地政策論においては、同化主義も人種主義もともに退けながら[2]、開発を通じて本国と植民地を結び付ける構想が展開された。そこでは、両者の事実的な相互依存関係を起点とした公正の実現というその理念においても、公共事業や相互扶助組合等中間団体の活用というその手段においても、「連帯」の概念を通じて本国における連帯主義と同型の構想が展開されている。しかしながら、社会法制等を通じて国民国家建設を安定化させた本国の連帯主義と異なり、植民地においては、人種や文明の階梯性の観念が残存し続け、水平化をもたらす連帯の観念を脱臼させた。その構想の破綻は、強制労働や秘密警察による監視などの暴力の発現に端的に表れている。

4.結論

サローの植民地政策論の検討により、植民地政策とは、国民国家による異質な存在の内部への編入・包摂という意味において、現在の移民政策・統合政策などと同種の課題に取り組んだものとして位置付けられる。本報告における国民国家建設や現代との連続性の強調は、植民地化の暴力を否認する修正主義に与するものではない。むしろ植民地政策が国民国家の形成と同型の論理を共有するにもかかわらず、人種の階梯性や暴力性に立脚した形でしか成立しえなかった困難が示され、さらにこのことは翻って、現代における移民難民政策が孕む排除の契機を逆照射することにもつながるだろう。この意味において本報告の知見は、植民地政策と現代の移民政策や統合政策とを同一平面上に置いた、国民国家の臨界現象をめぐる統治技法に関するより広範な歴史社会学的探究へと開かれている。

---

[1] 田中拓道，2006，『貧困と共和国　社会的連帯の誕生』人文書院、重田園江，2010，『連帯の哲学 I フランス社会連帯主義』勁草書房など

[2] Betts, R. F., 1961, *Assimilation and association in French colonial theory, 1890-1914*. New York: Columbia University Press. 松沼美穂，2012，『植民地の〈フランス人〉　第三共和政期の国籍・市民権・参政権』法政大学出版局．Le Cour Grandmaison, Olivier, 2009, *La République impériale: politique et racisme d'Etat*. Paris : Fayard. Costantini, D., 2008, *Mission civilisatrice: Le rôle de l'histoire coloniale dans la construction de l'identité politique française*. Paris: La Découverte.など